

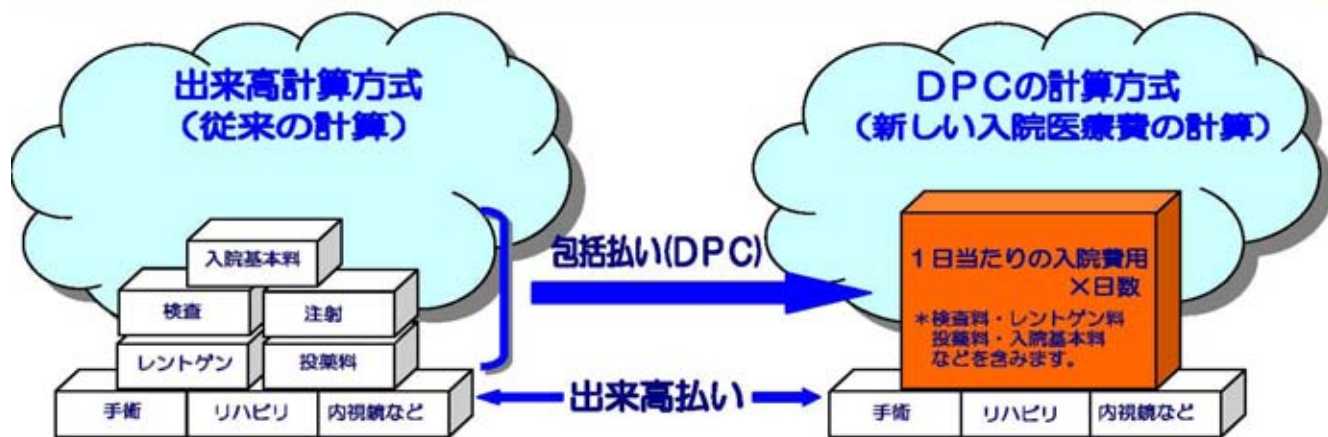
入院医療費の 計算(支払)方法について

入院医療費は『DPC(診断群分類別包括評価)』方式により計算されます

平成18年4月の診療報酬改定により、これまで大学病院などの一部の病院で試行的に適用されていた『DPC(診断群分類別包括評価)』方式という新しい医療制度が、一定の基準を満たした医療機関においても適用されるようになり、当院もDPCの導入が認められました。

- ◆ 『DPC』とは病名や診療内容に応じて分類されたもの(診断群分類)の内、約1,400分類に対してそれぞれ1日あたりの費用を定めた新しい医療費の計算(支払)方式です。
- ◆ 従来の計算方法は診療で行った検査や注射、投薬などの内容に応じて医療費を計算する『出来高払い』方式でした。
- ◆ 『DPC』では、病名や手術、処置などの内容に応じた1日あたりの定額の医療費を基本として全体の医療費の計算を行う『包括払い』方式となります。

なお、手術やリハビリ、内視鏡などの専門的な技術料については、これまでどおり出来高払い方式で医療費が計算されますので、入院にかかる医療費は、包括分と出来高分とをあわせたものになります。



すべての患者さまの入院医療費が『DPC』計算となるのではなく、一部出来高計算の場合もあります。詳しくは、医療サービス担当入院窓口(③番窓口)までお問合せください。お電話でのお問合せは、医療サービス担当(072-728-2001 内線2097)へお願いします。

Q1 なぜ、DPC方式が導入されたのですか？

医療の標準化を推進するため。全国共通の診断群分類を利用することにより地域または医療機関間での格差を是正し医療の質の向上が可能となります。

Q2 入院されたかたすべてが『DPC』の対象となるのですか？

患者さまのご病気が、包括対象となる診断群分類のいずれかにあてはまる場合に、『DPC』による計算方法で医療費を計算します。また、1回の入院では、この分類は1つだけに決まることとなっています。

なお、次の場合は出来高払いとなります。

- ①当院のリハビリテーション病棟に入院された方
- ②自費診療、労災保険適用の方

Q3 医療費の計算方法はどのように変わりますか？

従来の計算方法は、診療で行った検査や注射、投薬などの内容に応じて医療費を計算する『出来高払い方式』でした。

『DPC』では、診断群分類の区分ごとに定められた1日あたりの定額の医療費(包括診療費)を基本として全体の医療費の計算を行う『包括払い方式』となります。

診断群分類ごとに定められている1日あたりの定額の医療費(包括診療費)は、入院日数に応じて3段階に分かれています。

なお、手術、リハビリ、内視鏡などの専門的な技術料については、これまでどおり出来高払い方式で医療費が計算されますので、入院にかかる医療費は、包括診療費分と出来高分とを合わせたものとなります。

DPCの包括と出来高の内容

診療区分	包括される診療内容	出来高となる診療内容
基本診療	入院基本料 特定入院料の一部	初診料 入院基本料等加算の一部 特定入院料の一部(加算扱い)
指導・在宅		指導管理料、指導用薬剤・材料 在宅医療、診療情報提供(紹介状)
検査	右記を除く検査 検査用薬剤・材料	心臓カテーテル、内視鏡、診断穿刺 検体採取
画像診断	右記を除く検査 検査用薬剤・材料	選択的動脈造影カテーテル手技 画像診断管理加算
投薬・注射	右記を除く投薬・注射	無菌製剤処理料、退院時処方
リハビリ	リハビリで使用する薬剤	リハビリ
精神科専門療法	使用する薬剤	精神科専門療法
処置	右記を除く処置 処置用薬剤・材料	1,000点(10,000円)以上の処置 連続携帯式腹膜灌流
手術・麻酔		手術・輸血・麻酔の手技・薬剤・材料
病理診断	病理標本作成料	術中迅速病理組織標本作成 病理診断・判断料
食事		食事療養費

DPCの場合の医療費の計算式

$$\text{入院医療費} = \text{『1日あたり包括診療費』} \times \text{『入院日数』} \times \text{『医療機関別係数☆』} \\ + \text{『出来高診療費』} + \text{『食事療養費』}$$

☆医療機関別係数とは、病院の機能に応じて病院ごとに定められる一定の係数です。



Q4 医療費の支払い方法は変わりますか？

請求書は、月1回(月末締め翌月10日過ぎ)または退院時にお渡します。

なお、病状の経過や治療の内容によって、患者さまの診断群分類が入院中に変わる場合があります。診断群分類は、1回の入院には1つだけ決定されることになっていますので、入院初日にさかのぼって最終的な診断群分類が適用されます。

このため、月をまたがって入院されている場合には、退院時に請求額を計算しなおして差額を調整させていただくことがあります。

Q5 高額療養費の扱いはどうなりますか？

高額療養費制度の取扱いは従来と変わりません。

詳しくは、医療サービス担当入院窓口またはご加入の健康保険までお問合せください。

Q6 個室料はどうなりますか？

個室料の取扱いは従来と変わりません。

詳しくは、『入院案内』をご覧ください。

病院からのお願い

【入院中に他の病気の治療を希望される場合】

『DPC』は、ひとつの病名(診断群分類)に対して入院診療を行うことを前提とした制度です。そのため、緊急を要しない他の病気の治療を希望された場合は、退院後にお願いすることがありますのでご了承ください。